

令和7年

第1回市議会定例会 議案第42号

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成25年函館市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害  
者支援施設の運営の基準に関する規定を整備するため